

隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業（以下「本事業」という。）の助成金交付について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、隠岐ユネスコ世界ジオパークの人文・社会科学および自然科学にかかわる調査研究活動を支援し、ジオパーク活動の活性化及び持続可能な地域社会の形成に資することを目的として助成金を交付する。

(対象事業)

第3条 一般社団法人隠岐ジオパーク推進機構（以下「推進機構」という。）は、この要綱に基づき、事業を行う者に対し予算の範囲内において助成金を交付する。

2 助成対象事業の内容、助成金の額等に関しては、毎年度定める隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業募集要項に掲げるとおりとする。

(応募方法)

第4条 本事業に新規応募又は継続応募する場合は、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業応募申請書（様式第1号）及び推進機構理事長が別に定める添付書類を推進機構理事長が指定する期日までに提出しなければならない。

(採択決定)

第5条 推進機構理事長は、前条の応募申請書の提出があった場合、採択するに値する申請を決定するため、審査会を開催する。

2 審査に関しては、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業審査規程（以下「審査規程」という）に掲げるとおりとする。

3 推進機構理事長が、助成金を交付することが適当であると認めるときは、応募申請を採択し、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業採択決定通知書（様式第2-1号）により申請者へ通知するものとする。

4 採択されなかった申請については、不採択通知書（様式第2-2号）により申請者へ通知するものとする。

(研究の変更または辞退)

第6条 本事業に採択された者が、助成金の交付対象となった事業内容を変更または辞退しようとするときは、速やかに推進機構理事長に届け出なければならない。

2 変更する場合は、軽微な変更以外は、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業変更申請書（様式第3-1号）及び推進機構理事長が別に定める添付書類を提出しなければならない。変更内容によっては、再審査又は採択を取り消すことがある。（詳細については、推進機構事務局と協議する。）

3 辞退する場合は、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業辞退申請書（様式第3-2号）を提出しなければならない。

4 推進機構理事長が、変更または辞退が適当であると認めるときは、変更または辞退申請を承認し、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業変更承認通知書（様式第3-3号）または隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業辞退承認通知書（様式第3-4号）により申請者へ通知するものとする。

（採択の取り消し）

第7条 助成採択者がこの要綱の規定に違反したとき、提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき、および推進機構が求める書類等の提出がされないときは、助成の決定を取り消すことができる。

（実績報告）

第8条 申請者は、事業が完了したときは、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術奨励事業実績報告書（様式第4号）及び推進機構理事長が別に定める添付書類を推進機構理事長が指定する期日までに提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 推進機構理事長は、前条の規定による実績報告を受けた場合にはこれを審査し、適当であると認めるときは、助成金の額を確定し、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業助成金交付額確定通知書（様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。

（助成金の請求）

第10条 申請者は、前条の通知を受けて助成金の交付を受けようとするときは、隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業助成金支払請求書（様式第6号）を推進機構理事長へ提出するものとする。

2 助成金の振込先は、原則として請求者（申請者）本人が指定する口座（所属機関の口座、指導教官の口座も可）とする。

3 推進機構理事長は、業務遂行上必要があると認めるときは、概算払いすることができる。なお、概算額は助成金採択決定額の7割に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）までを交付するものとする。

4 前項の場合、申請者は隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業助成金概算払い

請求書（様式第7号）を推進機構理事長が指定する期日までに提出するものとする。

（他の用途への使用の禁止）

第11条 申請者は、本事業の助成金を他の用途に使用してはならない。

（助成金等の返還）

第12条 推進機構理事長は、第7条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに関わる部分について既に助成金等を支払っているときは、その部分について支払った額の返還を命ずるものとする。

2 推進機構理事長は、交付確定通知を行った場合において、当該交付額確定通知に係る額を超える助成金等を既に支払っているときは、その超える額の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。